

## 特別区職員研修所研修受託要綱

(昭和59年3月26日 58特人研第1356号)  
改正 平成7年3月31日 6特研管第811号  
平成12年3月28日11特研管第606号  
平成18年4月10日18特研管第36号  
平成19年3月15日18特研管第1052号  
平成22年3月31日21特研管第493号  
平成24年3月5日23特研管第701号  
平成29年3月17日28特研管第841号  
平成31年4月25日31特研管第143号  
令和元年6月14日31特研管第271号  
令和元年10月28日31特研管第582号  
令和2年2月28日31特研管第765号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別区職員研修規則(昭和50年特別区人事・厚生事務組合規則第15号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、規則第13条に規定する研修の受託に関し、その基準、経費の負担その他必要な事項を定めるものとする。

(受託団体の範囲)

第2条 規則第13条第3項の規定により、その職員を共同研修に参加させることができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 特別区の事務事業に特に密接な関係を有する公共団体及び公共的団体
- (2) 東京都
- (3) 都内の市町村
- (4) 前3号に掲げる団体以外の団体で特別区職員研修所長(以下「研修所長」という。)が特に認めるもの

(参加研修の範囲等)

第3条 規則第13条第3項の規定により、委託に基づき参加させることのできる共同研修は、規則第3条各号に掲げる共同研修とし、当該研修のすべての科目を対象とする。ただし、法令等により受講が義務付けられている研修等において、一部の科目を受講できな

かった受講者は、受講年度又はその翌年度の同一の研修の当該科目のみに参加させることができる。

(受託の手続)

第4条 研修所長は、規則第13条第1項又は第3項の規定による研修の委託の申請があったときは、当該申請をした一部事務組合又はその他の団体(以下「申請団体」という。)に、研修受託申請書(第1号様式)を提出させるものとする。

2 前項の申請は、当該研修の開始の日(以下「研修開始日」という。)の1か月前までにしなければならないものとする。ただし、研修所長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、研修所長が申請団体との協議により特に必要があると認めるときは、別の手続によることができるものとする。

(受託の決定)

第5条 委託による研修の参加の可否は、研修所長が、当該研修の受講者数、申請団体の種類等を総合的に判断して決定するものとする。

2 研修所長は、前項の規定により研修の受託を決定したときは、速やかに研修受託書(第2号様式)により申請団体に通知する。

(経費)

第6条 規則第13条第2項又は第4項に規定する経費(以下「受託経費」という。)の額は、研修所長が、講師謝礼、テキスト等教材費、職員人件費等当該研修の実施に要する費用及び施設の維持管理に要する費用を勘案し、決定するものとする。

2 受託経費の額は、前条第2項の研修受託書に記載することにより申請団体に通知するも

のとする。

- 3 受託経費は、研修開始日の前日までに全額を納付させるものとする。
- 4 既納の受託経費は、還付しないものとする。ただし、天災等により研修が開催されなかったときその他還付しないことが適当でないと思われるときは、この限りでない。
- 5 第3条ただし書に基づく参加の受託経費は、免除することができる。

付 則（平成7年3月31日特研管第811号）

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

付 則（平成12年3月28日特研管第606号）

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則（平成18年4月10日特研管第36号）

この要綱は、平成18年4月1日以降に実施する研修から適用する。

付 則（平成19年3月15日特研管第1052号）

この要綱は、平成19年4月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日以降に実施する研修から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日以降に実施する研修から適用する。